

第7節 河川等の保全と再生

現状と課題

県内の河川などの公共用水域の水質は、アユが棲める水質（BOD「生物化学的酸素要求量」3 mg/L以下）の河川の割合でみると、平成26年度は84%であり、更なる改善が求められています。

河川の汚濁原因の約7割は家庭からの生活排水です。特に、単独処理浄化槽やくみ取り便槽を使用している家庭の台所や風呂から出る未処理の排水（生活雑排水）は汚濁原因の約5割を占めています。河川の水質改善のためには、下水道の整備や合併処理浄化槽への転換を進め、生活排水処理人口の割合を高めることが重要です。

平成23年3月に改定した「埼玉県生活排水処理施設整備構想」では、平成37年度までに生活排水処理率100%達成を目標としています。生活排水処理率は年々伸びているものの、引き続き、下水道や合併処理浄化槽などの生活排水処理施設の整備を進めていく必要があります。

県民誰もが川に愛着を持ち、ふるさとを実感できる「川の国埼玉」の実現を目指し、平成20年度からの4年間に県内100か所で「川の再生」を図る「水辺再生100プラン」を進めました。あわせて、家庭からの生活排水対策や河川清掃活動などの県民運動を展開してきました。

平成24年度からは「水辺再生100プラン」のスポット的な水辺再生からステップアップし、市町村のまちづくりと一体となって、一つの川を上流から下流までまるごと再生する「川のまるごと再生プロジェクト」に着手しました。平成27年度中の完成に向け、17の河川・農業用水でプロジェクトを展開しています。プロジェクトは市町村、住民、川の再生に取り組む団体、県などが連携して進めています。

川に恵まれた美しいふるさと埼玉を次世代に引き継ぐためには、地域で川の再生に取り組む「川の国応援団」などの活動を定着させていくことが重要です。「川

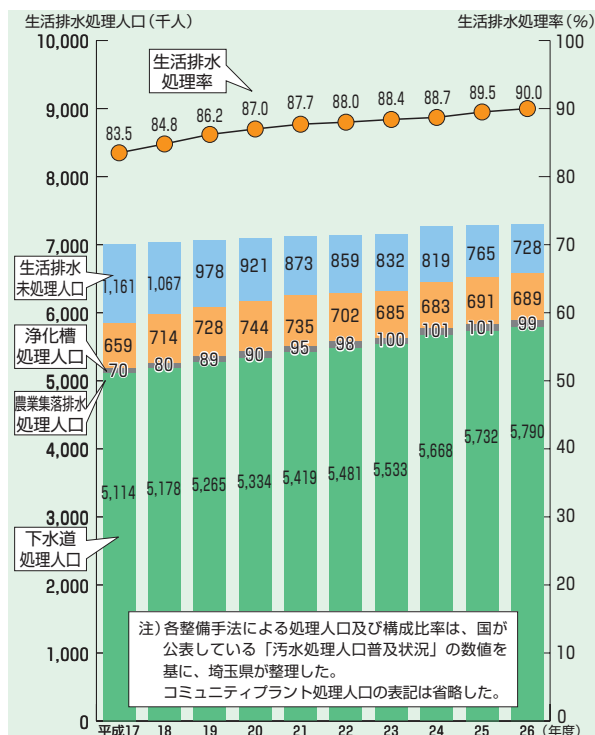


図2-7-1 生活排水処理人口・生活排水処理率の推移

の国応援団」は平成27年6月末現在で591団体が登録しており、県内各地で河川清掃や環境学習、生物調査などの様々な活動に取り組んでいます。

講じた施策

1 河川等の水質保全

(1) 下水道等の整備の促進

埼玉県の平成26年度末の下水道普及率は、79.2%となりました。

県の流域下水道は、汚水と雨水を1つの管で排除するシステムを採用している市の公共下水道（さいたま市、川口市、上尾市、蕨市、戸田市、熊谷市、行田市、川越市、所沢市、久喜市）と連携し、雨天時における河川への汚濁負荷を削減するために、合流式下水道緊

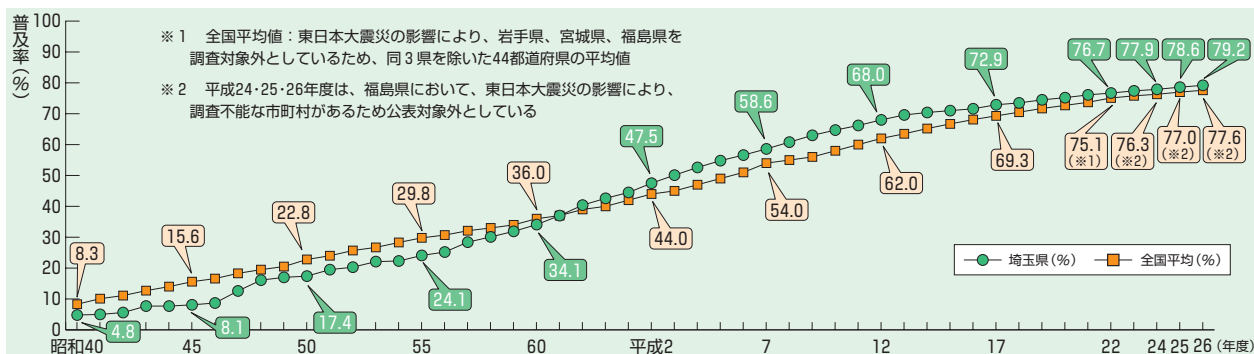


図2-7-2 埼玉県と全国の下水道普及率の推移

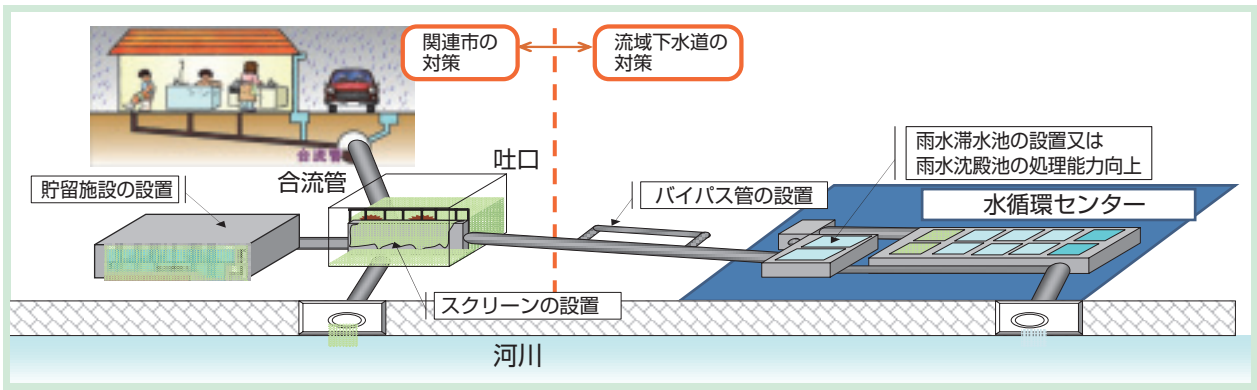


図2-7-3 合流式下水道緊急改善事業

急改善事業に取り組みました。

これまでに県では、下水を一時貯留する雨水滞水池や汚濁負荷量を削減する雨水沈殿池高度化施設の工事を実施し、平成26年度は、パイパス管の設置工事を進めました。市の公共下水道では、貯留施設の設置やスクリーンの設置等を行いました。

さらに、東京湾の赤潮や青潮の原因となる窒素やリンを除去するため、県の古利根川水循環センターにおいて高度処理対応の水処理施設を整備しているとともに、平成25～26年度に中川水循環センター等において、既存施設を活用し、運転方法の工夫等で高度処理並に水質の向上を図ることができる「段階的・高度処理」の実証実験を実施しました。

また、平成26年度末の農業集落排水施設の計画人口に対する普及率は96.0%となりました。

(2) 合併処理浄化槽への転換促進など生活排水対策の推進

① 転換に対する補助制度の充実

単独処理浄化槽やくみ取り便槽を使用している家庭からの生活雑排水は、河川の汚濁原因の約5割を占めています。河川の水質改善のためには、単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を進めることが必要不可欠です。

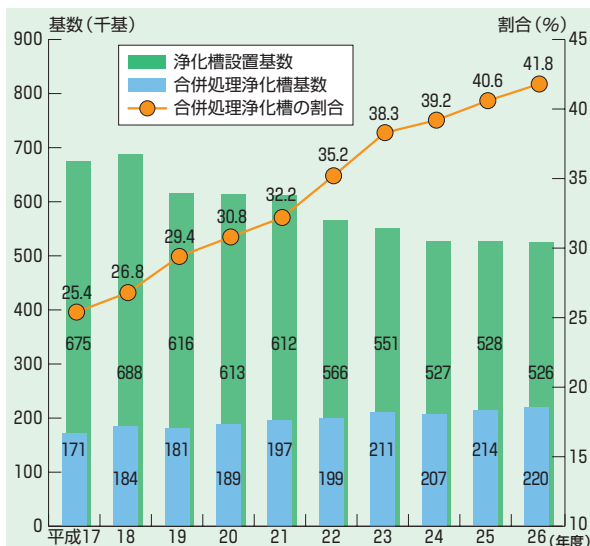


図2-7-4 浄化槽設置基数と合併処理浄化槽基数の割合

本県では、平成23年度に全国トップレベルの補助制度を創設し個人負担の軽減を図るとともに、市町村が主体となって浄化槽を設置する市町村整備型の導入を促進しています。浄化槽の補助制度を開始した昭和63年度から平成22年度までの23年間に合併処理浄化槽に転換した基数が4,677基でした。補助制度改革後の平成23年度から平成26年度の補助基数は4,435基で、従前に比し約5倍のスピードで転換が進んでいます。

② 浄化槽の維持管理の徹底

浄化槽が十分に機能を発揮するためには、適切な維持管理が不可欠です。そこで、浄化槽管理者に対し維持管理や法定検査(定期検査)の受検について啓発・指導を行っています。

また、保守点検を行う業者が法定検査の業務を行う「指定採水員制度」を導入し、浄化槽管理者の利便を図り、法定検査が受けやすい環境を整えています。

③ 生活排水対策重点地域の指定

水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域として6流域(不老川流域、元小山川流域、中川上流域、赤平川流域、荒川上流域及び槻川・都幾川上流域)を指定しています。これらの地域では、行政と住民が一体となって生活排水対策を進めています。

2 川の再生の推進

(1) 水辺空間の再生・創出

本県では、県民誰もが川に愛着を持ち、ふるさとを実感できる「川の国埼玉」を名実ともに実現するため、水辺空間の再生・創造に取り組んでいます。

平成20年度を「川の再生元年」と位置付け、「清流の復活」「安らぎとにぎわいの空間創出」を目指して、水辺再生100プランを実施し、4年間で100か所の水辺を整備しました。

この事業では計画づくりから市町村、自治会の代表の方などと検討を行った結果、地域の方々が川に関心を持ち、整備後の維持管理も担っていただくなど、川の再生の活動が芽生えました。

平成24年度から着手した「川のまるごと再生プロジェクト」では、川の再生をさらに広めるため、市町村が実施するまちづくりと一体となってプロジェクトを

進めることとしました。

このプロジェクトでは市町村、自治会の代表の方などとともに計画づくりを進めており、川の維持管理や利活用を通じて多くの県民が川に関心を持つよう、まちづくりの取組と川の整備を合わせて検討し、平成27年度中の完成に向けて工事を進めています。

(2) 川の再生に取り組む地域団体などへの活動支援

地域で川の再生に取り組む「川の国応援団」は平成27年6月末現在で591団体が登録し、県内全ての市町村で、河川清掃、河川浄化、環境学習、生物調査などの活動を行っています。本県では、こうした「川の国応援団」の活動の定着と拡大を図るため、活動資機材の提供や貸出しなどの支援を行っています。

また「川の国応援団」相互の交流と情報共有を目的として、県内の団体が一堂に会する「川の再生交流会」や地元の団体が主体となって企画運営を行い他地域の団体と交流を深める「川の再生地域交流会」を開催しています。

(3) 川の再生活動のリーダーの養成

川の再生活動の新たなリーダーを育成し、団体全体のレベルアップを図るため、「川の国埼玉検定(中・上級編)」を実施しています。

「川の国埼玉検定(中・上級編)」は、川の再生活動の経験が5年以上ある方を対象に、専門的な知識を問う問題を出题しています。平成26年度は19名が受検し、上級合格者が14名、中級合格者が4名でした。上級合格者は「川の国アドバイザー」として、川の国応援団に対する活動のアドバイスや環境学習の講師などを行う川の再生のリーダーとしての役割を担っています。

平成26年度末で69名が川の国アドバイザーとして登録しています。

(4) 次世代の川の守り人の育成

次世代の川の守り人を育成するため、子供たちの川への関心と知識を高める取組を行っています。

「川の国埼玉検定(入門編)」は埼玉の川や生活排水に関するパネルを見ながら問題に答えるもので、平成26年度は親子連れなど1,146名が参加し、全員が合格しました。

また、川の国応援団などが夏休みを中心に行う子供向けの川に親しむイベントを「川ガキ体験イベント」と位置付け、広報や保険加入などの支援を行っています。

さらに、「見る、聞く、嗅ぐ」などの五感を使うことにより、特別な器具を使わず身近な河川の環境を評価できる「五感による河川環境指標」の子供版「みんなの川のチェックシート」を作成し、環境学習などに活用しています。



写真2-7-1 川ガキ養成講座(自然観察教室)

目標と進捗状況

施策指標	目標設定時 (H22年度末)	現状値 (H26年度末)	目標値 (H28年度末)	指標の定義・選定理由
(再掲) アユが棲める水質の河川の割合	77%	84%	90%	(定義) 河川の水質測定地点のうちBODの年度平均値が3mg/L以下の測定地点の割合。 (選定理由) 日本で代表的な川の釣り魚で、清流に棲む印象が強い魚(アユ)を指標にすることで、県内の水質改善の状況を県民がイメージしやすくなることから、この指標を選定。
(再掲) 全国水質ワースト5河川(国土交通省直轄管理区間)	綾瀬川・中川	綾瀬川・中川	該当河川なし	(県議会による追加指標)
生活排水処理率	88.0%	90%	92.0%	(定義) 下水道、農業集落排水や浄化槽等の生活排水処理施設による生活排水処理人口の総人口に占める割合。 (選定理由) 生活排水処理率の向上により河川水質が改善されることから、この指標を選定。
県民が川の再生に取り組む河川の延長	371km	502km	550km	(定義) 県民が清掃などの川の再生活動を行っている県管理河川の延長。 (選定理由) 県民が川に愛着を持ち、共助による川の再生の取組が広がっていることを示す数値であることから、この指標を選定。

第8節 みどりの保全と再生

現状と課題

本県は首都圏に位置しながら、狭山丘陵や見沼田圃^{たんぼ}、三富地域など、長年にわたり人々に親しまれてきた身近な緑が多く残されています。しかし、都市化の進展などにより、身近な緑は年々減少し昭和50年からの30年間で東松山市の面積に相当する6,514haの平地林が消失しています。こうした身近な緑は、生活に潤いと安らぎを与えるとともに、ヒートアイランド現象の緩和など多様な機能を有しています。そのため、減少が続く都市近郊の貴重な緑地空間の保全・活用を進めるとともに、身近な緑を積極的に創出し、ゆとりと潤いを実感できる豊かな生活環境を将来に引き継いでいく必要があります。

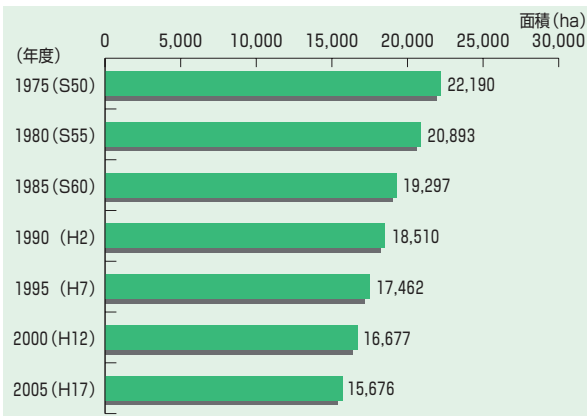


図2-8-1 過去30年間の平地林面積の推移

「特別緑地保全地区」や「近郊緑地保全区域」の指定をしています。また、優れた景観を有する樹林地等をふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づき「ふるさとの緑の景観地」に指定しています。

(2) 公有地化の推進

相続の開始などで緊急に保全が必要で公有地化する以外に保全することが困難な場合に、県と市町村が協力して、ふるさとの緑の景観地等を取得し、平成4年から19.1haを公有地化しました。また、都市周辺の多様な生き物が暮らす空間等や地域住民のオアシスとして親しまれる身近で貴重な緑を保全することを目的として、平成20年から3年間で5か所、3.7haの湧水地や平地林を公有地化し、まちのエコオアシスとして保全を行いました。

(3) ふるさとの緑の景観地の維持・拡大

平成26年度末までに27地区、392haを指定しています。ふるさと緑の景観地においては、その保全と管理のための方針及びその他必要な事項を定める管理計画を策定することとしており、平成26年度末までに26地区において保全計画を策定しました。

(4) 見沼田圃^{たんぼ}の保全・活用

見沼田圃^{たんぼ}の保全については、見沼田圃^{たんぼ}の保全・活用・創造の基本方針に基づき、農地、公園、緑地等としての土地利用の指導を行うとともに、基本方針にそぐわない土地利用を防止するために公有地化を図りました。

平成10年度から平成26年度までの公有地化面積は30.7ha（買取面積23.6ha、借受け面積7.1ha）となり、このうち14.5haは埼玉県農林公社に管理を委託し、農業研修農場や景観作物の栽培、収穫体験農園として利用したほか、NPO等の団体に農地の管理を委託し農業体験イベントを開催しました。

また、見沼農業の活性化を図るため、担い手に対する営農指導や組織活動の推進、各種イベントの開催などの支援を行うとともに、見沼田圃^{たんぼ}における農地の利用調整や見沼緑陰大学（市民農園教室等）を開催するなど都市住民連携対策を埼玉県農林公社に委託し実施しました。

(5) 三富地域における循環型農業の維持継承

平地林管理活動の促進支援については、下草刈りや落ち葉掃きなど、平地林を良好に管理するための「ボランティア組織」である「さんとめねっと」の運営を支援しました。また企業やボランティアによる平地林保全活動を支援しました。

講じた施策

1 身近な緑の保全の推進

(1) 特別緑地保全地区など地域制緑地の指定

優れた景観を形成している緑地は、潤いと安らぎのある都市環境の形成など多様な機能を有しています。これらの緑を保全するため、国や市町村と協力して

表2-8-1 地域制緑地[※]の指定状況 (平成26年度末現在)

地域制緑地	地区数	面積 (ha)
特別緑地保全地区 (都市緑地法)	22地区	26.7
近郊緑地保全区域 (首都圏近郊緑地保全法)	5区域	5,232.0
うち近郊緑地特別保全地区	1地区	60.4
ふるさとの緑の景観地 (ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例)	27地区	391.7

※ 地域制緑地：一定の土地の区域に対して、良好な自然環境等の保全を図ることを目的に法律等でその土地利用を規制する緑地のこと。

さらに、農家の直接支援を希望する都市住民と、受入を希望する農家の方をマッチングする援農ボランティア制度の運営を行いました（H26 ボランティア5名、受け入れ農家5戸）。

三富地域を活動エリアとする生産者グループやNPO等による新たな取組の支援については、生産者が自ら、三富地域の農業の持続的発展のために行うPR活動などに対し支援を行いました（4団体）。

都市住民の農業体験促進については、都市住民に三富地域に足を運んでもらうため、農業体験ツアー等を合計3回開催しました（延べ参加者126名）。また都市住民に三富地域の歴史・文化に対する理解を深めてもらうことを目的とした、シンポジウムを開催しました（参加者230名）。

さらに、三富平地林で校外学習を行う学校の受け入れを行いました（5校 計58名）。

（6）都市農業の維持・発展

緑地空間の保全や市民交流を通じてコミュニティの場の提供、洪水緩和や災害時における防災空間など、市にとって重要な農業の多面的機能の発揮を促進しました。

特に、都市農地の防災機能を効率的に発揮するため、地域における防災協定の締結促進を行い、10市（86箇所、95,835㎡）が締結しています。

・朝霞市、草加市、志木市、和光市、北本市、川越市、富士見市、八潮市、三郷市、吉川市

2 身近な緑の再生（創出）の推進

（1）壁面緑化や屋上緑化などの施設緑化

都市部の暮らしに潤いを創出するとともに、ヒートアイランド現象を緩和するため、駅周辺施設や商業施設等の壁面・屋上緑化や駐車場緑化などを進めています。平成26年度は、モデル的な緑化を行う4事業に対し、緑化に係る費用の一部を助成しました。



写真2-8-1 壁面緑化の例

（2）校庭等の芝生化

子供たちがみどりにふれあう環境をつくるとともに、けがの防止や砂塵対策などに寄与する園庭、校庭の芝生化を進めています。平成26年度は、幼稚園・保育園・認定こども園13園、小・中・高等学校4校の芝生化事業に対して費用の一部を助成しました。



写真2-8-2 園庭の芝生化の例

（3）緑化計画届出制度の充実

「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に基づき、「緑化計画届出制度」を平成17年10月から施行しています。1,000㎡以上の敷地において建築行為を行う場合には、緑化計画の届出により一定規模以上の緑地面積を創出することとし、樹木の植栽、建築物の屋上や壁面、駐車場の緑化を推進しています。

平成26年度は546件の届出により、47haの身近なみどりが創出されました。

（4）県有施設などの身近な場所の緑化

ウスタ川越や県立近代美術館などの県有施設で植樹や芝生化による緑化を行うとともに、都市計画道路で植樹による緑化を進めました。

また、市町の公園など54施設で植樹や芝生化による緑化を進めました。

（5）県営公園の整備

県民生活に潤いと安らぎを与える身近な緑の創出や憩いの場を提供するとともに、災害時の避難場所など、都市における良好な生活環境を保持するための大きな役割を持つ都市公園を整備しています。

平成26年度は、権現堂公園3号公園（1.5ha）を開設するとともに、供用区域の拡大に向けてしらこぼと公園等の基盤整備を行いました。

3 緑の保全・再生のための財源対策

緑の保全と再生を推進し、ゆとりと潤いのある自然環境を将来に引き継いでいくために、安定した財源として彩の国みどりの基金やさいたま緑のトラスト基金

を適切に活用しています。彩の国みどりの基金については、平成26年度に13億3,184万6,633円の積立てを行い、森林の整備・保全、身近な緑の保全・創出、県民運動の展開を図るために27事業を実施し、12億1,955万5,353円の基金を活用しました。平成26年度末の基金残高は19億809万2,532円となっています。

4 緑の保全・再生のための県民運動の推進

(1) 県民、市民団体、企業などとの連携による緑地保全の推進

みどりの再生を県民運動として推進するため、平成21年度から一人一本植樹運動として卒業記念樹の配布やイベントでの植樹等を行っています。平成21年度か



写真2-8-3 みどりの埼玉づくり県民提案事業による取組

ら6年間の植樹本数は総計で約137万本となりました。

また、県民参加によるみどりの再生を進めるため、「みどりの埼玉づくり県民提案事業」によりNPO等の民間団体が自発的に行う里山の保全や植樹など54の取組を支援しました。

(2) 彩の国みどりのサポーターズクラブの活動の充実

みどりの再生を県民運動として展開するため、「彩の国みどりのサポーターズクラブ」の仕組みにより、緑の保全・創出活動に取り組んでいる団体・企業等を支援しました。

(3) さいたま緑のトラスト運動の拡大

県民、企業、団体からの寄附を主な資金とする「さいたま緑のトラスト基金」を利用し、12か所の緑のトラスト保全地を（公財）さいたま緑のトラスト協会に委託して保全管理を行っています。平成26年度にはトラスト保全第13号地として伊奈町の「無線山・KDDIの森」を取得しました。また、緑のトラスト運動の普及啓発及びトラスト基金の募金活動のため、トラスト写真コンクールや保全地におけるタケノコ掘り、自然観察会などの普及啓発イベントを実施するとともに、児童、生徒を対象にした緑の10円玉募金や企業・団体などへの募金活動を実施しました。

目標と進捗状況

施策指標	目標設定時 (H22年度末)	現状値 (H26年度末)	目標値 (H28年度末)	指標の定義・選定理由
緑の保全面積	488ha	519ha	542ha	(定義) 特別緑地保全地区及び近郊緑地特別保全地区の指定面積、緑のトラスト保全地の面積、公有地化した面積、ふるさとの緑の景観地指定面積の合計。 (選定理由) これらの緑地は、優れた自然や歴史的環境を有し、県として保全すべき緑地であることから、この指標を選定。
身近な緑の創出面積	576ha	889ha	1,060ha	(定義) 「彩の国みどりの基金」を活用した緑の創出面積及びふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づく緑化計画届出制度による緑化面積の合計。 (選定理由) 身近な緑を創出する取組の成果を示す数値であることから、この指標を選定。
彩の国みどりのサポーターズクラブ入会団体数	77団体	214団体	200団体	(定義) 緑の保全・創出を進めたいと考えている団体・企業・個人が自由に参加できる彩の国みどりのサポーターズクラブの入会団体数。 (選定理由) 緑に関する活動に関心を持つ団体・企業等が、会員となり、自らの手で緑化活動を実践・実施することで、真の「県民ムーブメント」の拡大に繋がることから、この指標を選定。

第9節 森林の整備と保全

現状と課題

本県の森林は県土面積の約3分の1を占めており、スギ、ヒノキ等の針葉樹及びクヌギ、コナラ等の広葉樹が主体で、亜高山帯には貴重な原生林も残されています。

また、森林は木材を生産するだけでなく、水源の涵養^{かん}や二酸化炭素の吸収・貯蔵など多くの重要な役割を果たしています。

しかし、間伐などの手入れが行き届かない人工林や燃料（薪炭）や堆肥としての利用がなくなり荒廃した里山・平地林が一部に見られます。一方で、本県の森林は大都市圏から近く、森林ボランティアの活動の場として活用しやすいことから、活動を希望する企業や団体が多くあります。

そこで、林業経営が難しく、森林所有者の努力だけでは管理が行き届かない森林については、公的整備も含めた適正な森林整備を進めるとともに、森林ボランティアの受入れ環境を整備することにより県民参加の森林づくりを進め、水源の涵養^{かん}など森林の有する多面

的機能を十分に発揮させることが必要です。また、温暖化防止対策として公共施設や民間住宅などでの木材の利用拡大や地産地消を推進し、木材利用や木材輸送距離の短縮による二酸化炭素の貯蔵・排出削減を図ることが必要です。

講じた施策

1 適正な森林整備と保全の推進

水源涵養^{かん}や土砂災害防止など森林の有する公益的機能を持続的に発揮させるため、間伐や広葉樹の植栽などの森林整備を実施しました。特に平成20年度に創設した「彩の国みどりの基金」を活用し、浦山ダムなどのダム上流域の水源地域での森林整備や、竹やササが繁茂し荒れてしまった里山や平地林の再生などに取り組み、この基金を活用した事業により平成20年度から26年度までの7年間で6,200haの森林を整備しました。また、獣害防止対策としてシカによる造林木の食害を防護するための柵の設置やスギ花粉削減対策として間伐を中心としたスギの伐採や花粉の少ない品種への転換などに取り組みました。

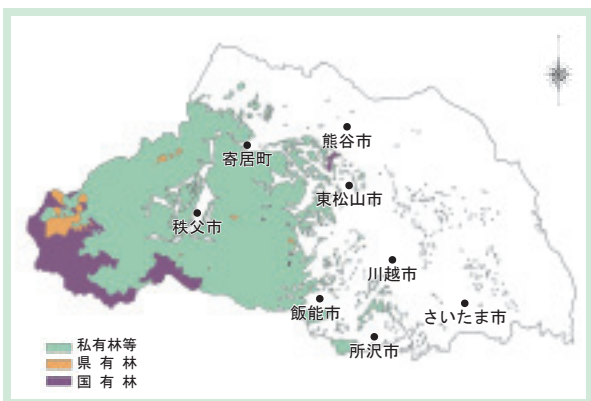


図2-9-1 森林位置図



図2-9-2 森林が持つ様々な機能

資料：政府広報オンライン



写真2-9-1 森林整備施工前・後

2 県民参加の森づくりの推進

将来にわたり森林の有する公益的機能を維持していくため、都市住民を含めた県民参加による森づくりを進め、平成26年度末までに、180の企業・団体が森づくりに参加しています。また、平成20年から埼玉県森づくりサポートセンターを立ち上げ、森づくりの相談業務、技術指導等を行う仕組みづくりを行い、新たに森づくり活動を希望する企業や森林ボランティア団体、学校などへの情報提供や支援を実施しています。

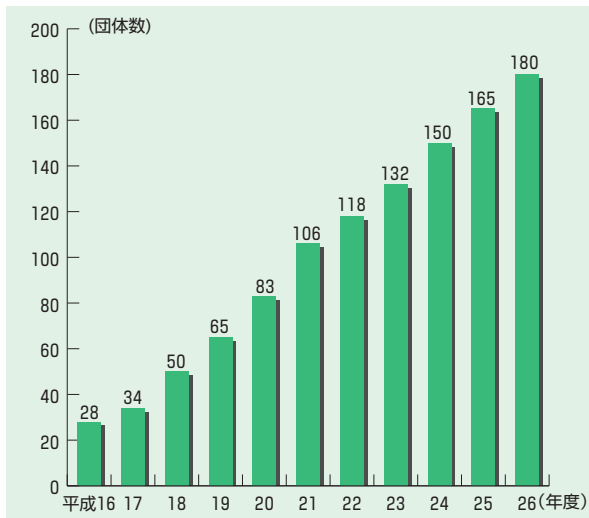


図 2-9-3 森林ボランティア活動に参加する企業・団体数

3 県産木材の利用促進

公共施設での利用拡大を図るため、学校で積極的に県産木材の利用を進めるとともに、市町村の施設に対して木材の調達方法や補助制度の導入などの支援を行いました。

また、民間住宅等における利用拡大を図るため、県産木材を使用して新築・改築・内装木質化を行う住宅や事務所等に対し、県産木材の使用量に応じた助成を行いました。

さらに、このような県産木材の利用拡大を図るためには、品質が確保された県産木材を安定的に供給する必要があることから、木材加工流通施設の整備等に対して支援しました。



写真 2-9-2 県産木材で建築した住宅

目標と進捗状況

施策指標	目標設定時 (H22年度末)	現状値 (H26年度末)	目標値 (H28年度末)	指標の定義・選定理由
森林の整備・保全面積	—	6,978ha	14,000ha (H24~28年度)	(定義)人工林において、間伐、針広混交林、伐採跡地への植栽、下刈りなどの森林整備を実施した面積。 (選定理由)森林整備を通じて多様で健全な森づくりを進める必要があることから、この指標を選定。
森林ボランティア活動に参加する企業・団体数	118団体	180団体	220団体	(定義)森林をフィールドにして、植栽、下草刈り、間伐などのボランティア活動に参加する企業・団体の数。 (選定理由)森林の整備・保全等のボランティア活動を行う企業・団体が増加することは、県民が森林の多面的機能等を理解し、活用することの指標となることから、この指標を選定。
県産木材の供給量	75,000 m ³ /年	83,000 m ³ /年	111,000 m ³ /年	(定義)県内の森林から伐採・搬出され、製材工場などへ供給された木材量。 (選定理由)県産木材の利用を増やすことにより森林の循環利用が促進され、林業の収益力が向上することから、この指標を選定。

第10節 生物多様性の保全

現状と課題

本県では、近年、急激な都市化の進展による自然環境の変化が野生生物の生息・生育に大きな影響を及ぼし、多くの種が絶滅の危機に瀕しています。「埼玉県レッドデータブック」に掲載する絶滅したり、絶滅の恐れがある野生生物は動物787種、植物1,031種となっています。

一方で、ニホンジカやイノシシ等一部の野生動物の個体数が年々増加し、生息地域の森林生態系に影響を与え、さらに中山間地域における人口減少などが加わり、農業に大きな被害を与えています。また、アライグマ、コクチバスやオオクチバス等外来生物も増えており、生態系への悪影響も懸念されています。

多様な生物によって構成される生態系は、様々な恵みを人間にもたらすとともに全ての生物の生存基盤となっています。生物多様性を将来にわたって損なうことなく自然と人間との共生の確保が求められています。

県内の自然環境において、多くの種類の野生生物を絶滅から守り、生物多様性を保全していくためには、希少野生動植物の保護、野生鳥獣の管理、外来生物対策など様々な取組が必要です。

講じた施策

1 生物多様性保全の全県展開

(1) 生物多様性保全県戦略の普及啓発

県の生物多様性の保全に向けての基本的な考え方をまとめた「生物多様性保全県戦略」を平成20年3月に策定しました。また、概要版「生物多様性を考えよう」を配布し、県民、事業者、行政など社会を構成するあらゆる主体が連携、協力し活動の輪を広げ、地域の生物多様性を高める取組を促しています。

(2) 県民による生物多様性保全活動の推進

① 県民参加生き物モニタリングの実施

県内に生息・生育する野生生物の偏移をデータ化するため、生物多様性保全団体等を主体として生き物調査を実施し、平成26年度は32地点分の基礎データを集積しました。

② 希少野生動植物保護推進員との連携

保護推進員8名を委嘱し、「埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例」で指定する「県内希少野生動植物種」の自生地の定期巡回及び生息・生育状況の報告などを行い種が置かれている状況を把握しました。

③ 生物多様性保全活動への支援

生物多様性保全活動団体の知識向上や活動の活性化

のために「埼玉県生物多様性保全活動団体登録制度」を設け、登録団体の活動内容を県のホームページで紹介したり、新たな活動に取り組んだ団体等へ活動費用を助成しました。

④ 疾病野生鳥獣保護ボランティアとの連携

傷病野生鳥獣を治療するため、県獣医師会に委託して、平成26年度は48の保護診療機関を指定し、818羽(頭)を治療しました。

さらに、治療後の鳥獣が再び自然に復帰できるまで保護する傷病野生鳥獣保護ボランティア事業を実施しており、平成26年度から保護ボランティア制度を新たに開始しました。平成26年度は58の個人及び法人ボランティアが登録し、傷病鳥獣の野生復帰を支援しました。

⑤ 埼玉県自然公園指導員等との連携

自然公園指導員69名を委嘱し、公園利用のマナー向上、自然解説等、利用者の事故の予防、情報提供等を行っています。

2 県内希少野生動植物種の保護管理

(1) 埼玉県レッドデータブックの発行

保護対策の基礎資料として、絶滅の危機に瀕している野生生物の評価を行い、その生育状況をまとめたレッドデータブックを作成しています。概ね6年ごとに見直しを行い、現在、3訂版となる「埼玉県レッドデータブック2008動物編」、「埼玉県レッドデータブック2011植物編」を発行し、県民に情報を公開しています。

(2) 種の保護増殖対策

多様な種の野生生物を県民共通の財産として次代に継承するため、「埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例」を平成12年3月に制定しました。平成12年12月にムサシトミヨ、サクラソウなど17種、平成13年12月にはトダスゲなど5種を県内希少野生動植物種に指定し、現在、22種(動物3種、植物19種)の捕獲・採取を制限しています。また、保護管理事業計画を策定した15種については重点的に保護増殖に取り組んでいます。

また、オオタカの保護のため生息状況調査を実施しています。



写真2-10-1 ムサシトミヨ



写真2-10-2 サクラソウ

3 野生鳥獣の適正な保護管理

(1) 野生鳥獣による生態系などの被害防止

県の鳥獣保護に関する施策を推進するため「人間と鳥獣との共生」や「生物多様性の保全」を基本理念とする第11次鳥獣保護事業計画（計画期間：平成24年～平成28年度）（平成23年度策定）に基づいた保護対策を実施しました。生息域の拡大により生態系や農林業への被害が特に著しいニホンジカ、イノシシについては、第3次特定鳥獣保護管理計画（計画期間：平成24年～平成28年度）に基づき、ニホンジカ、イノシシの狩猟期間の延長（1か月）、ニホンジカの狩猟捕獲頭数制限の緩和等の対策を行いました。

また、平成26年度は鳥獣保護区（狩猟を禁止）65か所30,452ha、特定猟具使用禁止区域（銃）（危険の予防又は静穏の保持）127か所208,295.7ha等を指定し、鳥獣の生息環境を保全整備し狩猟の適正化を図りました。

(2) 野生鳥獣生息状況調査や狩猟などによる個体数管理

森林生態系や農林業被害に大きな影響を与えているニホンジカの生息数や生息密度を把握するためのニホンジカ生息状況調査や県内の水産業被害等に影響を与えているカワウの生息数を把握するためのカワウ生息状況調査などを行いました。また、県内のガン、カモ、ハクチョウ類の冬季生息状況等を把握するためガンカモ科鳥類生息調査を平成27年1月10日～12日を中心に県内169か所の河川、池沼、湿地等で行い、19種35,464羽の生息を確認しました。

狩猟及び有害鳥獣捕獲並びに管理捕獲によって、平成26年度は、イノシシ1,077頭、ニホンジカ1,943頭、カワウ111羽を捕獲しました。



写真2-10-3 ニホンジカ

(3) 野生鳥獣を保護・管理する担い手の育成確保

野生鳥獣被害を防止する役割を担う狩猟者の資質の向上及び狩猟の適正化を図るため、狩猟免許試験、適性検査等を実施し、平成26年度は狩猟免許交付を259件、狩猟免許更新を487件行い、平成26年度末の有効免許所持者件数は4,894件となりました。

鳥獣保護員（平成26年度は84人）を設置し、狩猟の取締り、鳥獣の生息状況調査などを行いました。

鳥獣保護思想の普及啓発を図るため、愛鳥週間ポス

ターの原画の募集を行い、平成26年度は397点の応募がありました。

(4) 野鳥における鳥インフルエンザ等対策の実施

野生鳥獣の異常死が確認された場合、関係機関と協力して死因を究明するために、鳥インフルエンザ等の検査を実施しています。平成26年度に実施した死亡野鳥等の調査は24件で、うち18件について鳥インフルエンザの簡易検査・確定検査を実施し、結果はすべて陰性でした。

また、早期発見のためガンカモ類の糞便採取調査を4回実施し、全て陰性でした。

4 侵略的外来生物の計画的駆除

(1) 特定外来生物の駆除

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき特定外来生物に指定されている生物を駆除することにより、生態系、人の生命・身体及び農林水産業等への被害防止を図りました。県内において、被害防止対策が必要な生物として、平成26年度は14市町での緊急捕獲により、カミツキガメ22頭を駆除しました。また、河川等6水域において、漁協やNPO法人と連携し、コクチバス、オオクチバス、ブルーギル計540尾を駆除し、産卵床98床を破壊しました。



写真2-10-4 カミツキガメ 写真2-10-5 オオクチバス

(2) アライグマの生息状況調査と計画的防除

特定外来生物のうち、県内で特に問題となっているアライグマについては、「埼玉県アライグマ防除実施計画（第3次計画）」に基づき、市町村と連携した計画的防除及び有害鳥獣捕獲等により、平成26年度は54市町村で3,541頭を捕獲・駆除しました。また、捕獲されたアライグマの個体分析により生息状況調査を行いました。

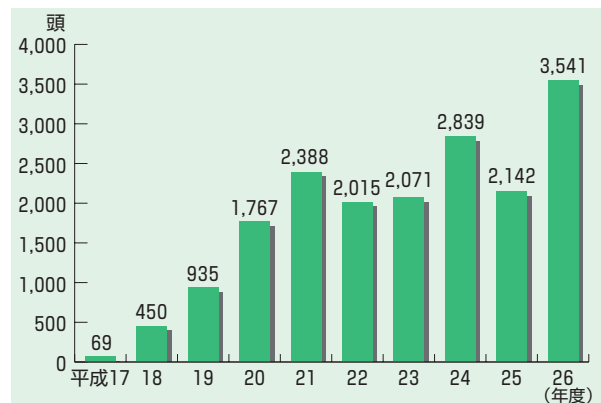


図2-10-1 アライグマの捕獲頭数の推移



写真2-10-6 アライグマ

起を行いました。また、住民から疑い例の通報を受けた際にはクモの種を判定しました。平成26年度は6市町6例をセアカゴケグモと同定し、駆除しました。



写真2-10-7 セアカゴケグモ
腹側の赤い斑紋がゴケグモの特徴

(3) 新規侵入特定外来生物の情報収集と駆除

平成26年7月にセアカゴケグモが県内で初めて確認されたことから、報道発表等により情報提供と注意喚

<p>○アカハライモリ 秩父地域や県西部地域などの山間部の池沼、水路などに生息。</p>	<p>○オニバス 加須市(旧北川辺町)の水路で休眠していた種子から復活した。</p>	<p>○サクラソウ 「県の花」に指定。現在はごく限られた河川敷の草原に生育する。</p>
<p>○ソボツチスガリ 秩父地域と県北部のごく限られた場所に生息するハチの仲間。</p>	<p>○チチブイワザクラ 秩父の武甲山に固有の植物で、石灰岩の割れ目や岩棚でわずかに生息。</p>	<p>○ミヤマスカシユリ 秩父地域で最初に発見。夏に5~10cmほどの橙色の花が咲く。</p>

写真2-10-8 県内希少野生動植物種6種

目標と進捗状況

施策指標	目標設定時 (H22年度末)	現状値 (H26年度末)	目標値 (H28年度末)	指標の定義・選定理由
希少野生動植物種の保護など生物多様性保全活動に取り組む団体数	38団体	97団体	200団体	(定義) 希少野生動植物種の保護・増殖活動、生き物モニタリング調査、外来生物の駆除活動のいずれかの活動を行っている団体で、活動内容を県に登録している団体数。 (選定理由) 生物多様性保全に関する県民運動の拡大の規模を示す数値であることから、この指標を選定。
希少野生動植物種の保護増殖箇所数	54か所	86か所	90か所	(定義) 希少野生動植物の種の保護に関する条例で、「県内希少野生動植物種」に指定されている種の保護増殖箇所数。 (選定理由) 県内希少野生動植物種に指定されている種を保全していくためには、保護増殖の取組を推進していく必要があることから、この指標を選定。